

**東日本大震災からの
復旧・復興に向けた基本的な考え方**

平成 23 年 5 月

いわき市

目 次

市長メッセージ

「オールいわき」による安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して・・・1P

I いわきの再生と復興に向けた本格的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P

1 いわきの再生と復興に向けた組織体制等の構築

- (1) いわき市東日本大震災復興本部の設置
- (2) 復興監及び復興支援室の設置
- (3) 復旧・復興計画検討委員会の設置
- (4) 復興連絡調整会議の設置

2 いわきの再生と復興に向けた復旧・復興計画の策定

3 国等への要望活動の推進

II 市民の安全・安心な暮らしと地域経済の再建に向けた当面の取組

1 住まいと暮らしの再建

- (1) 応急的な居住環境の早期確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 5P
- (2) こころと体の健康に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
- (3) 生活再建に向けた支援
 - － 1 生活資金や住まいに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 9P
 - － 2 しごとに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 12P
- (4) 行政等サービスの機能回復・・・・・・・・・・・・・・・・ 14P

2 地域経済・産業の再建

- (1) 農林水産業の再建・・・・・・・・・・・・・・・・ 16P
- (2) 商工業の再建・・・・・・・・・・・・・・・・ 17P
- (3) 観光の再建・・・・・・・・・・・・・・・・ 18P

3 安全・安心な地域づくり

- (1) 防災体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 20P
- (2) 都市基盤の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・ 22P
- (3) 災害ごみ等の処理・・・・・・・・・・・・・・・・ 24P

III 特に重点的に取り組む事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 25P

1 津波等により甚大な被害を受けた沿岸域等の復興に向けた取組

2 地域産業の再生・復興に向けた取組

3 都市魅力の再生・復興に向けた取組

4 地域力の再生・強化に向けた取組

—「オールいわき」による安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して—

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生しました東北地方太平洋沖を震源地とするマグニチュード 9.0 の大地震、それにより引き起こされました大津波、東京電力福島第一原子力発電所の事故及びこれにより生じた様々な風評の流布、さらには本市南部を震源地とする余震による大規模な土砂崩落や断層の亀裂の発生。いわき、そして日本は、現在、東日本大震災という名の世界に類を見ない未曾有の複合災害に見舞われています。

この大災害に対し、私たち「いわき市民」は、全国各地からの温かなご支援をいただきながら、力を合わせ負けずに、生活再建そして「マチ」の再生に向かって着実に歩みを進めています。しかしながら、災害の爪痕は大きく、そしてまだまだ原発事故は収束しておりません。

このようなことから、市は、まず市民の皆様の安全・安心の確保と生活再建を第一に考え、取組を進めています。

これまで、環境放射能測定値や水道水の放射性物質の測定結果の随時公表、一時提供住宅を中心とした生活再建の基盤確保やインフラ（社会基盤）復旧、風評被害などによる地域経済への対応、雇用の確保など、被災された方々の安全・安心の確保と生活支援など最優先に行わなければならないことを中心に取り組んできており、今後も継続的に取り組んでまいります。

当面の取組といたしましては、地域の方々の意向を踏まえながら沿岸部などの土地利用の検討、放射線モニタリングの強化などを実施するとともに、地域コミュニティに配慮した、世帯ごとに暮らすことができる住居環境を整備、各種給付金や税等の減免・猶予等による支援、雇用の創出・確保など、市民の皆様の安全・安心の確保と一日でも早く生活再建できるような取組を進めてまいります。

また、復興に向けて最も重要なことは、市民の暮らしを支える地域経済・産業の再建です。このため、風評被害に起因する賠償については、しっかりと国に対し要請しながら、施設・設備等の再建、運転資金等の確保など、一日も早い地域経済再生に全力を挙げて取り組んでまいります。

そして、生活再建の先には、災害に見舞われる前以上の活力を備えるように、「暮らし」と「地域経済」を再建していかなければなりません。

将来を見据えれば、震災前からの人口減少、少子高齢化等の課題に加え、震災の影響による日本全体の景気の冷え込みが予想されるなか、単に以前の水準に戻すための取組だけでは、長期的・継続的な復興とはなりません。今回の災害により浮かび上がった「いわき」の強み、弱みを踏まえ、必要な改善を進め、「いわき」をよりよいまちにしていく必要があります。

いわきには、国内有数の日照時間や、市域面積の約7割を山林面積が占めるといった木材集積量などの地域特性や、これまで整備されてきた社会資本や蓄積されてきた技術等の地域資源があります。このような特性を活かし、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指すことは言うまでもなく、「エコ日本一のまちづくり」や「世界に誇れる新産業・研究都市づくり」など、「ふるさと・いわき」の創造的復興を具現化していきます。

そのためには、市民の皆様が共有できる復興の姿を明確にするとともに、その実現に向かって、行政・市民・企業等が一体となり、英知とエネルギーを結集し、「オールいわき」で取り組んでいくことが何より重要であると考えています。

私は、今回の震災によって、市民の皆さんの力の大きさに感激し、必ず震災前よりも魅力と活気があふれるいわきに復興できるとの思いをあらためて強くしたところです。

私はこのいわきの復興が日本の再生・復興をリードするという確信のもと、「オールいわき」で頑張っていく決意です。“がんばっぺ！いわき”

平成23年5月

いわき市長 渡辺敬夫

I いわきの再生と復興に向けた本格的な取組

市民の皆様の日でも早い生活再建に向けた取組を進めるのと同時に、生活再建の先を見据え、将来にわたり長期的・継続的な復興となる取組の検討を進めます。

1 いわきの再生と復興に向けた組織体制等の構築

再生と復興に向け、関係機関、関係団体が連携し、一体的に取り組むための組織体制等を整備し、市一丸となって推進していきます。

(1) いわき市東日本大震災復興本部の設置

全庁一丸の取組を推進するため、市長を本部長とするいわき市東日本大震災復興本部を設置します。

(2) 復興監及び復興支援室の設置

復旧・復興に向けた様々な取組みを統括する「復興監」を置くとともに、被災者の生活再建に向けた全庁的な各種支援策の推進等を図るため、「復興支援室」を設置します。

(3) 復旧・復興計画検討委員会の設置

復旧・復興に向け、市民の皆様の意見や意向の計画への反映、また、これまでに経験したことのない震災に対し、的確かつ適切に対応した計画とするため、各分野における専門家を交えた復旧・復興計画検討委員会を設置します。

(4) 復興連絡調整会議の設置

復旧・復興を円滑に、かつ市内の総力を結集し、力強く推進するため、国、県及び市内の関係機関・団体が一同に会し、必要な連絡・調整を行う復興連絡調整会議を設置します。

2 いわきの再生と復興に向けた復旧・復興計画の策定

国・県の動向や予断を許さない原子力発電所の状況を見極めながら個別具体的な施策の検討を深め、可能な限り早期にいわきの再生と復興に向けた「復旧・復興計画」を策定し、市民の皆様と意思を一つにして取組を進めます。

【計画の策定にあたり特に重視する考え方】

① 市民の安全・安心の最大限の確保

市民の皆様の安全・安心のため、地域特性を捉えた住民主体のまちづくりを進めながら、地域防災計画の見直し、防波堤等の整備など災害に強いまちをつくる。

さらに、安心して生活するためには、生活の基盤となる産業振興が不可欠であり、これを下支えする社会資本の整備と併せ、復興に向け、一体的に取り組むを進める。

② 更に活力を備えたまちの創造

更に活力を備えたまちの創造に向け、国内有数の日照時間などのいわきの地域特性や市内各企業等が有する優れた技術等を最大限に活用し、新エネルギーの導入促進や新産業・研究都市づくりを目指すなど、本市のポテンシャルを最大限に活かしたまちづくりを進める。

3 国等への要望活動の推進

いわきの再生と復興に向けて取り組むため、既存の法令・制度等、従来の枠組みに捉われない政策立案と早期・確実な具現化など、市単独では困難な事柄についての実施や、市の取組への支援を国等に対し求めています。

政府の緊急災害対策本部などに対し、次の事項等について要望活動を実施していますが、今後、関係機関・団体等と連絡調整を行いながら、本市の復興に向け、より強力な要望活動を展開していきます。

- ・福島第一原子力発電所災害の早期収束
- ・風評被害の解消
- ・小名浜港の早期復旧
- ・本市の災害対策、復旧、復興への支援

(財政支援、各種制度の弾力的対応支援、雇用対策、観光産業の振興、JRの復旧、水道施設の整備など)

Ⅱ 市民の安全・安心な暮らしと地域経済の再建に向けた当面の取組

今回の震災による被害はあまりに大きく、市民の皆様には、現在も生活再建に至らず大変な思いをされている方が多くいます。

まずは市民の皆様の生活再建を第一と考え、未来を見据えた復興への取組はもちろんのこと、本格的な復興へ移行するまでの当面の間（＝概ね1年程度）、一日でも早い市民の皆様の安全・安心な暮らしと地域経済の再建に全力を挙げて取り組みます。

1 住まいと暮らしの再建

沿岸部や地滑りが発生した地区さらには大規模な余震の影響を受けた中山間部を中心に、甚大な人的・住家被害が発生しており、未だにその深い傷は癒えぬ状況です。本市を支える市民一人ひとりの安全と安心の確保を最優先事項とし、市民の皆様の住まいと暮らしの再建に向けた総合的な支援に取り組みます。

(1) 応急的な居住環境の早期確保

【被害の状況】（5月29日現在）

| | |
|----------|--|
| ○人的被害 | 死者数：305名 行方不明者数：49名（福島県警調べ） |
| ○住家被害 | 21,247棟 ※現在調査続行中 （全壊5,234棟、大規模半壊2,871棟、半壊6,166棟、一部損壊6,976棟） |
| ○災害からの避難 | ・避難所数24箇所（開設した避難所の累計箇所数163箇所） ・避難者数743人（最多：3月12日10時現在19,813人） |

① これまでの主な取組

ア 避難所の開設

被災された方の緊急的な生活の場として、3月11日の発災直後から、市内各地に避難所を開設するとともに、全国から支援物資を確保し、食糧や衣類、その他生活用品を避難所へ届けています。

イ 一時的な住宅の提供

被災された世帯等に対する一時的な住宅提供として、雇用促進住宅、民間借上げ住宅及び県が整備する応急仮設住宅への入居について募集を実施し、高齢者や障がいをお持ちの方がいる世帯など緊急に入居が必要な世帯から順次入居を決定しています。

【5月29日現在】

| 区分 | 期間 | 申請件数 | キャンセル分を除いた件数 | 入居決定済 |
|-------|----------|--------|--------------|--------|
| 第一次募集 | 3/29～4/8 | 2,681件 | 1,564件 | 1,242件 |
| 第二次募集 | 4/29～5/5 | 247件 | 188件 | 105件 |
| 合計 | | 2,928件 | 1,752件 | 1,347件 |

ウ 応急危険度判定の実施

二次災害を防止するため、被災建築物について、余震等による崩壊、建築物の部分等の落下や転倒の危険度を判定する応急危険度判定を行っており、5月29日までに2,885件の判定を実施しています。

エ リ災証明書の発行

家屋が倒壊した場合など、り災したことを証明するための証明書の早期発行に向け、全庁を挙げて取り組んでいるところですが、5月27日現在、23,149件の申請に対し、21,247件で建物被害認定調査が終了しており、14,000件の発行が完了しています。

オ 応急修理制度の実施

全壊・大規模半壊・半壊した住宅の応急修理に要した費用を市が直接、業者に支払う「応急修理制度」を実施しており、5月29日までに885件の申込を受け、うち見積書の提出を受けた182件の修理を依頼しています。

カ 被災された建築物の復旧等の相談

建物修理に関する相談先を紹介しています。

- 社団法人福島県建築士会いわき支部
- 社団法人福島県建築士事務所協会いわき支部

キ 悪徳商法への注意喚起

過去の震災では住宅の修理に関して悪徳業者が横行する事例も見られたことから、報道機関に情報を提供するとともに広報いわきや市ホームページで注意喚起を行っています。

② 今後の主な取組

安心できる住まいは、被災された方の暮らしの基盤となるものです。
このことから、被災された方々が安心して世帯ごとに暮らすことができるよう、可能な限り速やかに居住環境を整えます。

- 一時提供住宅については、現在の取組を継続し、一日でも早い避難所の解消を目指します。
- 一時提供住宅に入居されている方と、その周辺にお住まいの方にとって住みやすい居住環境とするため、そこにお住まいの方が生き活きと暮らし、連携し、支え合うことができよう、「ふるさとだより」情報発信推進事業などにより、コミュニティ形成に向けた支援を行うとともに、それぞれの居住形態に沿った維持管理体制の構築を図ります。
- リ災証明書については、各種支援に必要となる重要なものであることから、庁内職員の増員や一部外部委託を図るなど可能な限り速やかに発行できるように、引き続き全庁を挙げて取り組みます。
- 応急修理制度や建築物の復旧等に関する相談先の紹介など、被災により損壊した住宅の修繕支援を継続して行っていきます。

(2) こころと体の健康に関する支援

【被害の状況】(5月29日現在)

○医療

- ・概ね発災直後～3日目頃：水、ガスの供給停止
- ・概ね発災後4～9日目頃：水不足に加え、物流機能の停滞により食糧、医薬品、診療材料、燃料等の不足が発生
- ・概ね発災後10日目以降：徐々に食糧や医薬品などの物流が戻り始めた

○保健・福祉

- ・物流機能の停滞により、市民生活において物資（食糧、生活用品、ガソリンなど）の不足が発生
- ・ひとり暮らしの高齢者や在宅の身体障がい者の方等が急病等の緊急時に通報することができる緊急通報システムが津波等により使用不能

① これまでの主な取組

ア 避難所での巡回診療

避難所に避難した方に緊急的な医療を提供するため、DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、「こころのケアチーム」、さらには市内の病院、診療所の協力を得て巡回による診療を行いました。その実施に当たっては、医師会及び薬剤師会と連携して巡回スケジュール調整や課題等の対応に努めました。

イ こころと体の健康相談

福島県立医科大学や協会けんぽ、日本赤十字社や医師会、その他全国の病院や他自治体など、様々な団体等に協力いただき、避難所に避難されている方や、津波の被害を受けた沿岸部のご自宅にお住まいの高齢者や障がい者などを中心に、こころと体の健康維持を目的に、医師、看護師、保健師等の巡回による健康相談を実施しています。

また、4月1日からは人数が多い避難所に看護師を常駐させることとして、小児や高齢者の感染症や精神不安への対応を図っています。

ウ 医療機関への支援

市内全域に及ぶ断水により、多くの医療機関の診療が困難となったことから、自衛隊や管工事協同組合などの協力を得て給水活動を実施しました。

診療再開後も、入院患者等に対する食糧や衛生品等の物資の支援を行い、市内の医療体制の復旧に努めました。

エ 総合磐城共立病院での診療

3月11日に総合磐城共立病院内に災害対策本部を設置し、屋外退避や病棟の被害の確認、被害の大きかった病棟からの患者の異動など、入院患者の安全確保を図りました。また、市内をはじめ浜通り地方の医療機関のほとんどが機能していない状況を踏まえ、三次救急はもとより、通常より軽症の救急患者の受入を行うとともに、かかりつけ医の休診や避難のため受診できない方々への外来処方などを行いました。

さらに、避難所の巡回診療やDMATの活動拠点として各種対応を行ったことに加え、被災された地域の医療機関などと連携しながら入院患者の受入や総合磐城共立病院経由で市外の病院に患者を緊急搬送するなど、災害拠点病院として活動しました。

オ 休日夜間急病診療所での診療

要員の確保が困難なことから一時休診としたものの、診療を再開しました。なお、3月20日及び21日には医師会館等において被災した方に対する臨時の診察を実施しました。

カ 休日救急歯科診療所での診療

断水や設備・機材の損壊等により、多くの歯科診療所での診療が困難となったことから、歯科医師会の協力を得て、3月15日から4月3日までの間、臨時の診察を実施しました。

キ 要援護者等への食糧等配布

民生委員や区長をはじめとする地域の方々の協力を受け、各地域の生活物資を扱う商店等の状況を踏まえながら、援護が必要な高齢者や障がい者などの方に対する食糧等の配布を実施しました。

ク 社会福祉施設への物資の提供

高齢者や障がい者向けの社会福祉施設に対し、食糧や生活用品等の物資の提供を実施しました。

② 今後の主な取組

今回の震災による被害はあまりにも甚大であることから、被災された方のごころや体にも大きな負担が生じています。

特に、一時提供住宅に入居されている方や高齢者・障がい者に対しては、適時適切なサポートが不可欠なことから、それぞれの状況に応じた医療・保健・福祉サービスを提供し、ごころと体の健康維持・増進に向けた取組に万全を期します。

- 地域の住民が互いに見守り、高齢者や障がい者などの要援護者を支え合っていくことができるよう、地域の住民と地域包括支援センター及び各地区保健福祉センターが中心となって、社会福祉協議会やNPOさらにはボランティアなどと連携した支援体制を構築します。
- 災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）に対処するため、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施します。
- 今回の震災の影響があまりにも大きく、市内における医療機関の役割分担による地域医療体制が完全には回復していないため、その機能回復に向け取り組みます。

また、域外に転院されている患者の円滑な受け入れに向け取り組みます。

- 今後も大きな余震等が発生することも想定されるため、医療・福祉などの公的施設の補修や補強を進めるとともに、医師会や市内医療機関、社会福祉施設と連携を図りながら、有事の際に即応できるよう、具体的なケースを想定した訓練を行います。
- 新病院の建設については、今回の震災の経験を踏まえ、災害への対応面も含めて、時期を遅らすことなく引き続き検討を進めることとします。

(3) 生活再建に向けた支援

【被害の状況】

- 雇用 震災等の影響により休業・廃業を余儀なくされる事業所等が増加し、雇用情勢が急激に悪化
 - ・平成23年4月末の有効求人倍率…0.55倍（本年2月末：0.67倍）
 - ・平成23年4月末の有効求職者数…10,391人（本年2月末：7,875人）
 - ・新卒者の内定取消し…19件 38人（昨年同時期：なし）
 - ・入職時期繰下げ………78件 124人（昨年同時期：なし）

(3)ー1 生活資金や住まいに関する支援

① これまでの主な取組

ア 安否情報コーナーの設置

3月12日から、市災害対策本部及び各地区本部において、避難所に避難されている方を確認できる情報コーナーを設置しました。3月22日からは1箇所を集約し、現在は平地区保健福祉センターにおいて対応しています。また、行方不明者については、福島県警察本部に相談窓口が設置されています。

イ ガソリン不足への対応

国及び県と共同で、3月16日に市内11箇所の給油所にガソリン及び軽油を緊急に供給した後、小名浜石油(株)から備蓄の提供を受け、3月20日以降、市内60箇所以上の給油所にガソリン、灯油等を継続的に供給しました。

ウ 食糧配布の実施

生活物資に関し、被災地における安定的な市内物流が確保されていなかったことから、3月21日から28日にかけて公民館等において、乳幼児向けのミルクをはじめ、一般市民向けに食糧等の配布を実施しました。

エ 衣類等配布の実施

5月14日、15日の2日間、市内4箇所において、被災者を対象として衣類等の配布を実施しました。

オ 買物バスの運行

3月23日から26日の期間、避難所に避難している被災者の買物を支援するため、市内スーパーを巡回する買物バスを運行しました。

カ 義援金の支給

被災により生活基盤である住家が全壊または半壊した世帯や、国が指定

した福島第一原子力発電所から半径 20km～30km 圏内の「屋内退避区域」に該当する、小川地区・川前地区の一部の地区、及び久之浜・大久地区に居住していた世帯を対象とした義援金を 4 月 16 日から支給しています。

キ 各種支援制度の情報提供

各種の支援制度や手続きなどを取りまとめ、避難所や市ホームページに掲載しているほか、マスコミに情報を提供し、できるだけ多くの市民に情報提供ができるよう努めています。

ク 生活再建のための総合的な相談窓口の設置

被災された方の住宅や生活再建などに関する各種相談等に迅速かつ効果的に対応するための総合的な相談窓口、いわゆる「パーソナルサポートセンター」を、3 月 29 日からいわき市文化センター 2 階に設置しています。

【相談窓口の開設状況（平成 23 年 5 月 30 日現在）】

| | 業務内容 | 相談窓口の場所 |
|---|---|----------------------|
| 1 | ・り災、被災証明の申請受付に関する事 | 中会議室(1)、(2) |
| 2 | ・税全般の相談に関する事 | ※本庁 税務課、市民税課、資産税課に移動 |
| 3 | ・ごみ処理の相談に関する事 | ※本庁 環境整備課に移動 |
| 4 | ・災害弔慰金に関する事 ・市被災救助費に関する事 ・被災者生活再建支援制度に関する事 等 | 第 1 会議室 |
| 5 | ・農林水産業に係る天災融資制度の相談に関する事 ・市農業災害対策制度の相談に関する事 | ※本庁 農政水産課に移動 |
| 6 | ・市中小企業融資制度の相談に関する事 ・市中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度の相談に関する事 | 視聴覚教室 |
| 7 | ・り災者に対する住宅の一時提供の申請受付等に関する事（※現在は終了しました。） ・災害復興住宅融資等の事業の案内に関する事 ・住宅の応急修理に関する事（4 月 11 日から） | 第 2 会議室 |
| 8 | ・小中学校の転入・転出等の相談に関する事 | ※東分庁舎 学校教育課に移動 |
| 9 | ・水道料金等の相談に関する事 | ※水道局料金課に移動 |
| 【平公共職業安定所（ハローワーク）・いわき労働基準監督署の相談窓口】 ※平日のみ開設 | | |
| 10 | ・雇用保険に関する事 ・各種助成金に関する事 ・生活支援に関する事 | 視聴覚室 |
| 11 | ・解雇、賃金未払いに関する事 | 視聴覚室 |

ケ 外国人相談窓口の設置

3月14日から、市内に在住外国人を対象とする相談窓口を設置しています。

コ 生活家電の提供

日本赤十字社から一時提供住宅への入居者に対し、生活家電セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の提供を受けています。

サ 生活物資の配布

全国から送られた支援物資から、一時提供住宅への入居者に対し、米などの食糧やカセットコンロなどの生活用品を配布しています。

シ 住宅等災害復旧相談会の実施

5月8日にいわき市技能職団体連絡協議会で組織する災害復旧協力会において、被災された市民等の住居の改修（左官・石材・造園・畳・建築・電気・塗装・鳶土木・建築板金・内装・防水・瓦工事）などに対する必要な助言等を行うため、相談会を開催しました。

ス 消石灰等消毒剤の配布

被災家屋の消毒等に対応するため、消石灰及び消毒薬の配布を行っています。

セ 被災動物（犬・ねこ）の救援

動物愛護の観点から、臨時の保護施設を設置するなど、被災した犬・ねこを保護・収容しています。

② 今後の主な取組

被災された方が一日でも早く震災前の生活を取り戻せるよう、「給付金等」、「各種減免猶予等」、「義援金」による支援を行うとともに、これらの国・県・市で行われる各種の支援制度については、市民の皆様に分かりやすい形で情報提供するほか、相談体制についても強化していきます。

特に、災害からの復興に向けては、安定した生活の基盤となる恒久的な住宅の再建も市民生活上は必要不可欠なことから、被災された方の恒久的な住宅再建に向けた取組を支援していきます。

- 次の給付金等をはじめとする再建支援メニューにより、被災された方々の生活再建を支援します。

| 区分 | 給付金等 |
|---|---------------------------------|
| ・ご家族が亡くなられた方 | 「市被災救助費弔慰金」、「災害弔慰金」の給付 |
| ・障がいが残った方 | 「災害障害見舞金」の給付 |
| ・住家が全焼・全壊した方 ・住家が半焼・半壊した方 ・住家が床上浸水した方 | 「市被災救助費救助金」、 「県罹災救助基金救助費」の給付 |

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| ・世帯主の負傷または住居・家財に被害を受けた世帯 | 「災害救護資金」の貸付 |
| ・住家が全壊、大規模半壊、やむを得ず住宅を解体した世帯 | 「被災者生活再建支援金」の給付 |

- 生活再建のための総合窓口を継続していきますが、併せて、市民の皆様がワンストップで生活支援のための各種制度などの申請や相談などが行えるよう、随時の見直しも図っていきます。
- 市民の皆様にとって生活再建に必要な情報を、必要な時に、分かりやすくお伝えできるよう、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの新たな情報発信のためのツールの導入も含め、検討していきます。
- 市税の減免や徴収猶予、納期限の延長などの措置など、被災により経済面で大きな被害を受けた方々に対する支援について検討します。
- 多くの方々から寄せられた義援金について、国・県の義援金と併せ、被災された方々に対し、適切かつ迅速に配分します。
- 津波の被害を受けた沿岸地域等において買い物不便が顕著となっていることから、当該地域をはじめ、被災住民が入居する仮設住宅等への移動販売を実施します。
- 震災により、消費生活全般で被害が増加することも考えられるため、被害予防に向けた啓発活動や、県弁護士会や司法書士会、法テラスなどに協力いただきながらの相談などにも対応していきます。
- 恒久的な住宅の建設に関しては、災害に強いまちづくりや持続可能な社会資本のあり方を念頭に、土地利用や都市施設整備の方針についても進めます。

(3)ー2 しごとに関する支援

① これまでの主な取組

ア 新卒者に対する緊急雇用対策の実施

震災以降、内定取消しとなった方及び新卒未内定者を、震災復興に関する業務に従事する市の臨時職員として、平成23年5月から平成24年3月（予定）までの期間で、65人雇用しています。

イ 一般求職者等に対する緊急雇用対策の実施

平成23年度緊急雇用創出基金事業として、公共施設の環境整備事業、各種調査・資料整理事業、産業振興に資する事業、震災対応に関する事業など90事業を実施し、584人の一般求職者等を雇用します。

ウ 被災失業者への各種支援制度の周知及び活用促進

厚生労働省において実施している、被災された従業員や失業者の方及び事業主の方に対する特例措置について、市ホームページに掲載するなど、周知と活用促進を図っています。

【特例措置】

| 区分 | 措置 | |
|---------------------|---------------|---|
| 震災で失業された方（個人の方）向け | 未払賃金立替制度 | 国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する制度 |
| | 雇用保険失業給付の特例措置 | 災害により休業または一時的な離職された方が雇用保険の失業手当を受給できる措置 |
| 被災された事業主の方（企業・法人）向け | 雇用調整助成金 | 事業活動の縮小により、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の一部を助成するもの |

エ 政府や国会等に対する要望活動

雇用対策については、国による制度拡充などによる抜本的な対策が必要不可欠であることから、政府や国会等に対し、次の3点を要望しています。

- 長期的・継続的な雇用となる雇用創出事業の創設などの抜本対策の実施
- 屋内退避区域以外の市域に立地する企業等に対する雇用調整助成金の特例措置の拡大
- 雇用保険受給資格のない被災者への支援としての、「住宅手当」、「総合支援資金貸付」、「訓練・生活支援給付」などの特例措置の創設

② 今後の主な取組

被災者が住まいと暮らしの再建を図っていくためには、生活基盤となる就労の場の確保が必要不可欠です。

事業所等自体の被災や災害等の影響による経営状況の悪化により、就労の場を失うなど、生活の基盤となる経済状況が悪化している方々に対する支援のため、関係機関等と連携しながら雇用の創出・確保に取り組んでいきます。

- 継続的な雇用を創出するため、温暖で過ごしやすい気候、恵まれた交通体系、豊富な人材・労働力、工場等立地奨励金等の各種優遇制度を有する本市の強みを生かし、企業誘致に取り組みます。
- 緊急雇用創出基金事業を活用し、求職者が就職するまでの一時的な雇用の場の創出に取り組みます。
- 国・県と連携し、地域の実情に即した施策を実施することにより、多様な雇用機会の創出や若年層の雇用促進に取り組みます。
- 平共同職業訓練センターやコンピュータカレッジ等を活用し、本市の産業を支える技能の継承、技術革新に対応できる職業能力やあらゆる産業分野で必要となる情報処理能力を有する人材の育成に取り組みます。

(4) 行政等サービスの機能回復

【被害の状況】

○公共施設等の主な大規模被害

- ・本庁舎：1階市民ロビー地盤沈下、天井崩落等
- ・小名浜支所東分庁舎、江名サービスセンター：地震により庁舎倒壊危険
- ・豊間保育所、下神白保育所：津波により全壊
- ・永崎小、豊間小、豊間中、四倉中：津波により損壊
- ・勿来学校給食共同調理場：地震により全壊
- ・消防庁舎（四倉分署、江名分遣所）：津波により損壊
- ・いわき市観光物産センター：津波により半壊
- ・いわき市道の駅よつくら港情報館：津波により損壊

① これまでの主な取組

ア 本庁窓口関連業務等の再開

3月14日に業務を限定し再開後、順次業務を拡大しており、4月18日からは市民棟床改修工事に伴い、市民課等についてアリオス別館に順次移転し、業務を行っています。

| 課等 | 移転場所 |
|------------------------|----------|
| 市民課（税証明の発行を含む） | アリオス別館1階 |
| 市民協働課、市民生活課、いわき市国際交流協会 | 〃 3階 |
| 国保年金課 | 〃 4階 |

イ 支所・市民サービスセンター・窓口コーナー

豊間市民サービスセンター及び江名市民サービスセンターを除き、各支所・市民サービスセンター・窓口コーナーで窓口業務を再開しています。

また、5月22日から、小名浜支所東分庁舎の倒壊の危険性から、小名浜地区保健福祉センター等について小名浜武道館に移転し、業務を行っています。

| 課等 | 移転場所 |
|--|--------|
| 小名浜地区保健福祉センター、小名浜区画整理事務所、小名浜地域包括支援センター | 小名浜武道館 |

ウ 税関連業務

税務課、市民税課、資産税課、各税務事務所で業務を再開しています。

エ 市立保育所（園）

地震・津波等の影響により損壊状況が激しい保育所（園）を除き、市内38施設中、市内28施設で開所しています。

なお、4月5日から7日にかけて、市内の保育所（園）、幼稚園、小中学校において、原子力発電所事故に伴う放射線物質のモニタリング調査を実施しましたが、全ての施設で国の基準を下回っています。

オ 市立幼稚園

4月7日に入園式を行いました。大規模余震により臨時休園しましたが、

4月18日から再開しています。

カ 市立小中学校

4月6日に入学式を行いました。大規模余震により臨時休校しましたが、4月18日から再開しています。

また、パンと牛乳による簡易給食も開始しています。

キ 社会教育施設

公民館・図書館の一部、及び生涯学習プラザについては、5月23日から利用を再開しています。総合図書館は5月30日に再開しています。

ク 文化施設

考古資料館については、4月7日から、美術館については、4月30日から、草野心平記念文学館、草野心平生家、暮らしの伝承郷については、5月3日から利用を再開しています。

ケ 母子保健事業

乳幼児健康診査を4月11日から順次再開するとともに、子育てサポートセンタープレイルームの利用を5月9日から再開しています。

コ 消防庁舎

四倉分署については、4月18日から、江名分遣所については、4月21日から業務を再開しています。

② 今後の主な取組

市全体として住まいと暮らしの再建を図っていくためには、被災者である市民の皆様のニーズに対応する行政等のサービスの機能回復に取り組むことが必要不可欠です。

このことから、公共施設自体の復旧に努めるとともに、保育所（園）、幼稚園、小中学校の安定的な運営に取り組みます。

また、復興に立ち向かう活力の源とするため、社会教育・文化施設などの復旧を進めます。

- 公共施設の損壊等により、行政サービスが長期間停滞しないように、各施設の詳細な被害状況を把握し、各施設に相応しい災害復旧事業等を活用するなど、早期復旧と代替施設等による機能維持に取り組みます。
- 保育所（園）や幼稚園、小中学校において、放射性物質による健康不安を取り除くため、きめ細かいモニタリングを実施し、情報提供を行います。
- 災害を経験したことによる精神的ダメージは、児童・生徒により大きな影響を与えることから、児童・生徒に対するメンタルヘルスケア対策を充実させます。
- 遊び場を確保し、子どもの精神的な健康の早期回復を図ります。
- 市民運動場や体育館などが災害対応やがれき置き場として利用されているため、ストレス軽減や健康維持のため、市民が思い切り体を動かすことができる場として、小中学校の校庭や体育館等の施設を開放します。

- 小中学校においては、現在の簡易給食から一日でも早く通常の給食が行えるよう、学校給食共同調理場の復旧に取り組みます。
- いわき芸術文化交流館アリオスや国宝「白水阿弥陀堂」など、被害を受けた文化施設や文化財の復旧・支援に取り組みます。

2 地域経済・産業の再建

市民の暮らしの安心の基盤であり都市活力の源となる地域経済の復興再生に向け、地域企業の経営再建を支援します。

また、風評被害で甚大な被害を受けている本市産業の復興に向け、官民連携のもと取組を進めます。

(1) 農林水産業の再建

【被害の状況】

- 沿岸部における水田等の冠水や、市内全域で農業施設・設備等が損壊・流出するなど、農業生産基盤に大きな被害
- 林道や加工施設の損壊など、林業生産基盤に被害
- 漁港・市場施設の損壊をはじめ、漁船、水産業関連施設などに大きな被害
- 原子力発電所事故に伴う放射性物質の放出により、一部の農林水産物に対し出荷・摂取制限等の指示が出されたほか、放射能汚染水の放出により沿岸海域での当面の漁業操業が不可能となるなど、農林水産業経営に甚大な被害
- 出荷制限解除後も、取引停止や受入拒否、価格の低下など、風評被害による深刻な影響

① これまでの主な取組

ア 相談窓口の設置

総合窓口を設置し、生産者に対する融資制度等の相談に対応しています。

イ 技術情報等の提供

市ホームページ等で、原子力災害に伴う農業技術等の情報を提供しています。

ウ 風評被害対策の実施

風評被害払拭のため、市内外で安全性を訴えるキャラバン等の開催をはじめ、様々な手段により情報発信を行っています。

また、県において農用地土壌や海水の放射性物質の調査の状況を実施しています。

② 今後の主な取組

地震・津波による直接的な被害のみならず、原子力発電所事故に伴う風評被害など、本市農林水産業は震災により大きな打撃を受けました。
そのため、生産基盤の復旧のみならず、農林水産業経営の安定化に向けた幅広い支援を実施していきます。

- 関係機関・団体との連携を密に、生産基盤の早期復旧を促進します。
- 融資をはじめとする各種支援制度に係る情報提供など、相談機能の強化を図ります。
- 気候条件を生かした園芸振興や農産物加工、さらには、セミナー・研修会の開催や生産者交流の促進など、農林水産業者の生産意欲増進に向けた支援を行います。
- 農林水産業者の生活確保及び産業維持のため、市内食品小売店との連携による店頭販売キャンペーンや、市内定期市の開催など、地産地消を強化する各種事業を展開します。
- 風評被害払拭のための情報発信の継続、物産展等イベントの開催などにより生産物の販路拡大を支援します。

(2) 商工業の再建

【被害の状況】

- 地震・津波や停電により、店舗や工場などにおいて、施設・設備が損壊するなど大きな被害
- 小名浜港の港湾・港湾関連施設や、国道・高速道路などの基幹道路、鉄道などが大きな被害を受け、物流が停滞
- 原子力発電所災害に伴う発注のキャンセルや取引停止などの風評被害
- 地震・津波による直接的な被害に加え、物流の停滞・風評被害などにより、休業・廃業を余儀なくされるなど、事業者の経営環境が悪化

① これまでの主な取組

ア 融資制度の創設・拡充

震災による直接的な被害を受けた中小企業者を金融面から支援するため、いわき市中小企業融資制度の中に「災害対策特別資金」を創設しました。

また、震災による間接的な被害を受けた中小企業者を金融面から支援するため、いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金を拡大しました。

イ 相談窓口の設置

総合窓口を設置し、中小企業に対する融資制度等に関する相談に対応しています。

ウ 風評被害対策の実施

工業製品に対する風評被害に対応するため、市環境監視センターにおいて、工業製品の残留放射線量の測定を行っています。

② 今後の主な取組

商工業の再生は、本市の活力の源であるとともに、市民の生活基盤を支える重要な要素であることから、1日も早い復旧・再建、安定した雇用の確保が図られるよう、関係機関と連携しさまざまな支援を実施します。

- 国・県の金融施策と連携しながら、地域の実情に即した、きめ細かな資金繰りの支援を実施します。
- 空き店舗・工場への移転、被災店舗・工場の改修、共同仮設店舗・工場の設置など、事業の早期再開に向けた支援を実施します。
- 関係機関・団体等との連携により、小名浜港や基幹道路など、本市の産業を支える流通基盤となるインフラの早期復旧を促進します。
- 融資相談をはじめ、中小企業者に対する各種支援策に関する相談への対応など、相談窓口機能の充実・強化を図ります。
- 津波の被害を受けた沿岸地域等において買い物不便が顕著となっていることから、当該地域をはじめ、被災住民が入居する仮設住宅等への移動販売を実施します。【再掲】
- 賑わい創出に向けたイベントの開催や工業製品のPRなど、商工業復興事業を支援します。
- 新分野進出、事業転換等への支援を行います。

(3) 観光の再建

【被害の状況】

- 地震・津波により観光施設が損壊するなど、沿岸部を中心に、観光資源等に大きな被害
- 宿泊施設等で予約のキャンセルが相次ぐなど、観光業に深刻な影響
- 原子力発電所事故により、観光誘客の基盤となる地域イメージが大きく損なわれ、長期にわたる風評被害が懸念

① これまでの主な取組

ア 観光施設等の復旧

観光・文化施設の被害状況の把握と、早期の供用再開に向けた復旧に取り組んでいます。

イ 風評被害対策の実施

風評被害払拭のため、市内外で安全性を訴えるイベントの開催をはじめ、様々な手段により情報発信を行っています。

② 今後の主な取組

観光は、旅行業・宿泊業・輸送業・飲食業・加工業等極めて裾野の広い産業であり、災害による観光客の減少は、本市の地域経済にとって大きなダメージとなります。そのため、風評被害を打破し、観光客を呼び戻すための誘客活動を積極的に行います。

- 観光施設等の復旧・再開状況を踏まえながら、本市の安全性のアピールや観光ルートの提案等、官民協働による観光情報の積極的な発信を行います。
- 県内はもとより、茨城・栃木・新潟など近隣自治体をはじめ、本市の復旧に御支援頂いた自治体等との連携を強化し、交流人口の増加を図ります。
- 観光産業の再建・復興につなげることはもとより、地域全体の活性化を図る観点から、観光交流人口の維持・増大を図るため、市内外での物産展の開催・参加や観光イベントの開催等に取り組みます。
- クチコミによる情報発信を目的とした体験ツアーや、J R、旅行代理店等と連携した「復興支援ツアー」を実施し、「観光いわき」の復活をアピールします。
- サンシャインマラソンやフラガールフェスティバルなど大規模イベントの開催や、全国規模の会議の誘致などを通し、地域イメージの回復と風評被害の払拭を目指します。

3 安全・安心な地域づくり

今回の震災の体験を教訓に、より災害に強い社会基盤、都市基盤を整備するとともに、市民の皆様や市民活動団体、事業者などの様々な主体と連携し、地域力の強化を図り、災害対応力を高めることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 防災体制の構築

【被害の状況】

- 東北地方太平洋沖地震 3月11日 14:46 震度6弱 (M9.0)
- 大津波 沿岸部を中心に甚大な被害
- 火災 11件 (うち2件は4月11日及び12日の余震に伴う火災)
- 原子力発電所事故
 - 3月11日 原子力緊急事態宣言発令(福島第一原子力発電所)
 - 3月12日 原子力緊急事態宣言発令(福島第二原子力発電所)
- 大規模余震 4月11日 17:16 震度6弱 (M7.1)
4月12日 14:07 震度6弱 (M6.3)

① これまでの主な取組

ア 災害対策本部の設置

全組織をあげて震災の被害に対応するため、3月11日の地震直後速やかに市災害対策本部を設置し、災害復旧や被災者の生活再建などに取り組んでいます。

イ 入院患者の搬送

津波の被害が大きかった沿岸部の病院から入院患者の搬送を行いました。

ウ 物資集配センターの設置

3月12日に、避難所への支援物資の搬出搬入を行う物資集配センターをいわき平競輪場に開設しました。(5月19日終了)

エ 市災害ボランティアセンターの設置

避難所での活動支援や支援物資の搬入搬出、家屋内外での片付けなどに従事するボランティアを募集・派遣する「災害ボランティアセンター」を設置しています。

オ 自主避難の誘導

国が指定した福島第一原子力発電所から半径20km～30km圏内の「屋内退避区域」に該当する、小川地区・川前地区の一部の地区及び久之浜・大久地区の市民に対し、自主避難の誘導を行いました。(4月22日 国において指定解除)

カ 緊急被ばくスクリーニング検査の実施

県等と連携し、3月13日から総合保健福祉センターにおいて被爆スクリーニング検査を実施するとともに、放射線に関する相談に応じています。

キ 環境放射能測定値の公表

市内及び県内各地方の環境放射能測定値、及び市内の水道水の放射性物質の測定値を随時公表しています。

② 今後の主な取組

今回の震災においては、地震、津波に加え、原子力発電所における重大事故の発生等により、いまだかつて経験したことのない甚大な被害を受けたことから、改めて様々な面から検証を行い、現在災害復旧作業に当たっている方の安全を確保することはもとより、地域の防災力を強化することにより、災害に強いまちづくりを進めます。

また、救援や避難など様々な活動において、地域コミュニティが重要な役割を果たすことが再認識されたことから、地域と市民活動団体や企業、大学、行政等が連携を図りながら、地域力の強化を図るとともに、防災力や地域力の強化を図る観点から、地域の拠点となる支所や公民館等を軸とした公共施設のあり方について検討します。

さらに、原子力災害については、国・県等に対し、速やかな事故の収束と、あらゆる分野・被害に対する適正な補償と支援措置を求めていくとともに、市民不安の解消と風評被害の払拭のための情報提供を行っていきます。

- 今回の震災における対応を検証し、今後の災害発生時の対応がより充実・強化されるよう、地域防災計画の見直しを進めます。
- 災害の恐ろしさと教訓、記録等を正しく後世に継承するため、記録として残すべきデータや資料を収集・整理します。
- 災害による被害を最小限に食い止めるため、市民の皆様自らが相互に助け合う事ができる防災体制を構築するとともに、日常的な地域の連携と防災意識の高揚を図ります。
- 関係機関や団体等との連携を強め、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援体制の強化を図るとともに、福祉施設や医療機関、商業施設などが集約し、住みやすく、支援の手が差し伸べやすい市街地へ災害時要援護者などを誘導していくための方策を検討します。
- 市民サービス提供の基幹となる支所・市民サービスセンター・公民館等について、それぞれの施設における平時での役割や、今回の震災で果たした役割、または求められた役割を検証しながら、あり方を見直します。
- 原子力災害に迅速に対応するため、国、県等との協力体制を強化するとともに、市民の皆様不安を取り除くため、放射線のモニタリングを実施し、情報提供を行うとともに、放射線の理解を深めるための講演会等を開催します。
- 情報通信手段の多チャンネル化などにより災害時の警報・情報通信手段を確保するとともに、情報受発信体制の強化に取り組みます。また、併せて、災害に関する注意喚起も強化していきます。

(2) 都市基盤の復旧

【被害の状況】

| | |
|---------|-----------------------------|
| ○水道 | 市内全域で断水 4月11日の余震後、再度市内で断水 |
| ○電気 | 3月11日及び4月11日・12日の地震により停電が発生 |
| ○ガス | 市内全域で供給停止 |
| ○ごみ処理 | 市内全域でごみ収集停止 |
| ○下水処理 | 下水道・農業集落排水施設や合併処理浄化槽等が損傷 |
| ○市内道路 | 被害箇所：1,540箇所（市道） |
| ○高速道路 | 常磐自動車道、磐越自動車道の通行止め |
| ○鉄道 | 常磐線、磐越東線の運行停止 |
| ○バス | 市内バス路線、高速バス路線の運行停止 |
| ○小名浜港 | 岸壁・施設等の損壊、湾内のがれき等により使用不能 |
| ○河川・排水路 | 被害箇所：112箇所（市管理施設） |

① これまでの主な取組

ア 水道の復旧

他自治体職員や管工事協同組合の応援を得ながら水道の復旧に取り組み、5月23日現在、津波や地すべりの被害地域を除いて復旧しました。未復旧となっている地域については、仮設給水栓の設置などにより応急給水を行っています。

イ 電話・通信の復旧

震災当初は携帯電話が使用できず、通話が可能となるよう事業者において対策を講じました。

ウ 電気の復旧

停電については、津波等で公共的なインフラや家屋等が流出してしまった地域を除き、4月28日までに復旧しました。

エ ガスの復旧

4月15日までに、100%復旧しました。

オ ごみ処理対応

4月4日から、ごみカレンダーどおりの定時収集を再開しました。

カ 下水処理対応

浄化センターや衛生センターの連携により被災後も処理を継続しました。

キ 高速道路の復旧

常磐自動車道については、3月21日に、磐越自動車道については、3月24日に通行止めが解除されました。

ク 鉄道の運行再開

常磐線普通列車については、「水戸駅～いわき駅」間が4月11日から、「いわき駅～四ツ倉駅」間が4月17日から、「四ツ倉駅～久ノ浜駅」間が5月14日から、運行を再開しました。

常磐線特急列車については、「上野駅～いわき駅」間が4月28日から特

別時刻で運行を再開しました。

また、磐越東線については、4月15日から運行を再開しました。

ケ バス路線の運行再開

市内バス路線については、3月22日から一部路線で運行を再開し、4月6日からは、一部被害地域を除き、全ての路線で運行を再開しました。

高速バス路線については、「いわき駅～東京駅」間で3月18日から一部運行を再開したのをはじめとし、4月下旬までに一部の区間を除き、全ての路線で運行を再開しました。

コ 臨時バスの運行

不通となっていた常磐線の代替手段として、4月1日から4月11日までの間、「いわき駅～勿来駅」間、「いわき駅～日立駅」間をバス事業者が有料で臨時バスを運行しました。

また、4月28日から5月14日までの間、「久ノ浜駅～四ツ倉駅」間を市がバス事業者に委託し、無料で臨時バスを運行しました。

サ 小名浜港の供用再開

3月16日に藤原埠頭第1号及び第2号岸壁についての入出港自粛勧告が解除され、5月13日までに、公共埠頭15バースが供用再開されました。

② 今後の主な取組

震災により河川、上下水道などの都市基盤が甚大な被害を受けたことから、一日も早く平常の市民生活を送ることができるよう、都市基盤の早期復旧に取り組めます。

また、津波により大きな被害を受けた沿岸部など、将来的にも被災危険の高い地域における土地利用について、市全体の土地利用のあり方も踏まえ検討します。

- 水道水の安定供給を図るため、水道施設の本復旧工事（耐震化を含む）に取り組むとともに、未復旧となっている津波や地すべりの被害地域については、地域の復興計画に合わせた対応を行っていきます。
- 国や県と連携し、河川施設や海岸施設の災害復旧を図り、洪水対策や津波・高潮対策に取り組むとともに、道路や下水道などの都市基盤の復旧に取り組めます。
- 土砂災害については、県と連携し、国の事業制度を活用しながら被災箇所への復旧に取り組めます。
- 本市の都市計画や社会基盤となるインフラ整備について、防災上の観点から見直し、都市機能集約型であると同時にリスク分散型の都市構造への転換を見据えた「創造的復興」となるよう、専門家や市民の皆様の意見を伺いながら、検討を進めます。
- 津波により大きな被害を受けた沿岸部など、将来的にも被災危険の高い地域においては、地域の方々の意向や国・県等の動向を踏まえながら、今後の土地利用の方向性について検討するなど、全市的に有効な土地利用の

方策を検討します。

- 無線LANが使える公共施設を増やし、災害時にも情報の受発信が可能な拠点を確保します。
- 関係機関・団体等との連携により、小名浜港の整備促進を図ります。

(3) 災害ごみ等の処理

① これまでの主な取組

ア がれきの撤去

津波により損壊した家屋等については、早期の被災地の復興を図るため、いわき市建設業協同組合との災害時における応急対策業務の支援に関する協定に基づき、市内5地区において、同組合の協力を得ながら、撤去・仮置き場への運搬作業を行っています。

イ 災害ごみへの対応

家庭から出た災害ごみの仮置き場を設置し、受入れを行っています。

ウ 災害ごみを一掃する市民総ぐるみ運動の実施

自治会、町内会、PTAなどの地区の団体やボランティア等が集めた災害ごみの収集を行っています。

エ 被災自動車の撤去

津波の被害を受けて放置されていた被災自動車を市が仮置き場に一時的に保管し、所有者への引渡しや処分を行っています。

② 今後の主な取組

災害ごみやがれきなどの処理は、市街地復興、生活復興など様々な分野の復興事業の進捗に大きく影響するため、災害廃棄物処理事業などにより、効率的な処理に取り組みます。

一方、これらの処分に際しては、可能な限りリサイクルを図るなど、環境への負荷を最小限に留めるとともに、大気汚染の防止等、被災地住民の健康に十分配慮します。

- がれき等は、あらゆる応急・復旧活動の障害となることから、引き続き効率的に処理を進めます。
- 震災により損壊した家屋等について、生活環境の保全を図るため、所有者からの申請等に基づき、市が解体撤去します。
- がれき撤去現場や損壊家屋解体现場並びに災害ごみ仮置き場については、アスベスト、粉塵、騒音・振動などの環境対策を実施するとともに、業者への指導、監視を徹底します。
- リサイクルの徹底により、環境負荷の軽減を図ります。
- 放射性物質による汚染の問題については、国の基準等を踏まえながら適正に対応します。

Ⅲ 特に重点的に取り組む事項

市民生活の安全・安心の確保、更に活力を備えたまちの創造に向け、市民生活・地域経済等の広範囲な分野にわたり、相互に関連性が出てくる次に掲げる事項については、中長期的展望に立ちながら、市政各般に係る施策展開が必要であることから、特に庁内横断的かつ重点的に取組を進めます。

1 津波等により甚大な被害を受けた沿岸域等の復興に向けた取組

津波被害の大きかった沿岸域について、地域住民の方々との意見交換を行いながら、国県と一体となり、復旧・復興に向けた方策を取りまとめます。

2 地域力の再生・強化に向けた取組

被災当初、緊急的な対応に当たって、地域の力によるところが大きかったことを踏まえ、地域力を再生・強化する方策を検討するとともに、地域力の拠点となる支所や公民館等を軸とした公共施設のあり方も取りまとめます。

3 地域産業の再生・復興に向けた取組

震災や原子力発電所事故により深刻な打撃を受けた地域産業をどのような形で再生させるのか、いわきの地域資源を最大限に活用した環境・エネルギー分野などの新たな産業モデルの展開と併せ、その方策を取りまとめます。

4 都市魅力の再生・復興に向けた取組

震災や原子力発電所事故により本市のイメージが著しく損なわれる結果となり、観光業を中心に深刻な打撃を受けていることから、いわきの魅力をどう再生させ、どう日本全国、さらには世界に発信していくのか、その方策を取りまとめます。